

## 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要

### I 調査の趣旨

児童生徒の問題行動や不登校等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するものとするとともに、その実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に、また、不登校児童生徒への適切な支援につなげていくもの。

さらに、本調査結果を踏まえ、教育委員会をはじめとする学校設置者、私立学校主管部局等における問題行動等への取組や、不登校への支援等の一層の充実に資するもの。

### II 調査対象期間 令和5年度間

### III 調査項目(調査対象)

- |                    |                                    |
|--------------------|------------------------------------|
| 1 暴力行為             | 国公立小・中・高等学校                        |
| 2 いじめ              | 国公立小・中・高・特別支援学校、都道府県教育委員会、市町村教育委員会 |
| 3 出席停止             | 市町村教育委員会                           |
| 4 小・中学校の長期欠席(不登校等) | 国公立小・中学校、都道府県教育委員会、市町村教育委員会        |
| 5 高等学校の長期欠席(不登校等)  | 国公立高等学校                            |
| 6 高等学校中途退学等        | 国公立高等学校                            |
| 7 自殺               | 国公立小・中・高等学校                        |
| 8 教育相談             | 都道府県・市町村教育委員会                      |

資料の全体は  
こちらから



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

## 【調査結果のポイント】

### 1 いじめ

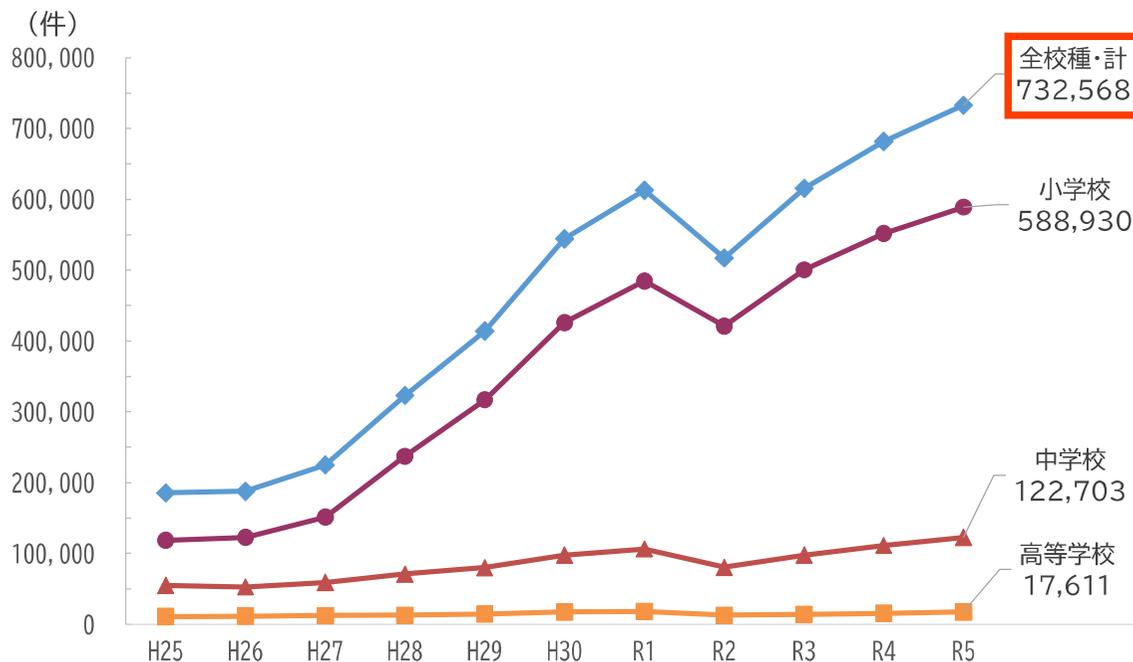
- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は732,568件(前年度681,948件)であり、前年度から50,620件(7.4%)増加。児童生徒1,000人当たりの認知件数は57.9件(前年度53.3件)。認知件数は新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度に一旦減少したが、その後3年連続増加し、過去最多となった。
- 増加の背景として、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことや、アンケートや教育相談の充実などによる児童生徒に対する見取りの精緻化、SNS等のネット上のいじめの積極的な認知が進んだことなどが考えられる。
- 年度末時点でのいじめの解消状況については、567,710件(77.5%)(前年度525,773件(77.1%))となった。初期段階にいじめを認知し早期対応を行ったことや、学校いじめ対策組織等による組織的な対応を行った結果、いじめが一定数解消できていると考えられる一方、SNS上のいじめなどの見えづらく解消が確認しにくい事案の増加や、安易にいじめを解消したとせず丁寧に取り組んでいる傾向も考えられる。

#### (重大事態)

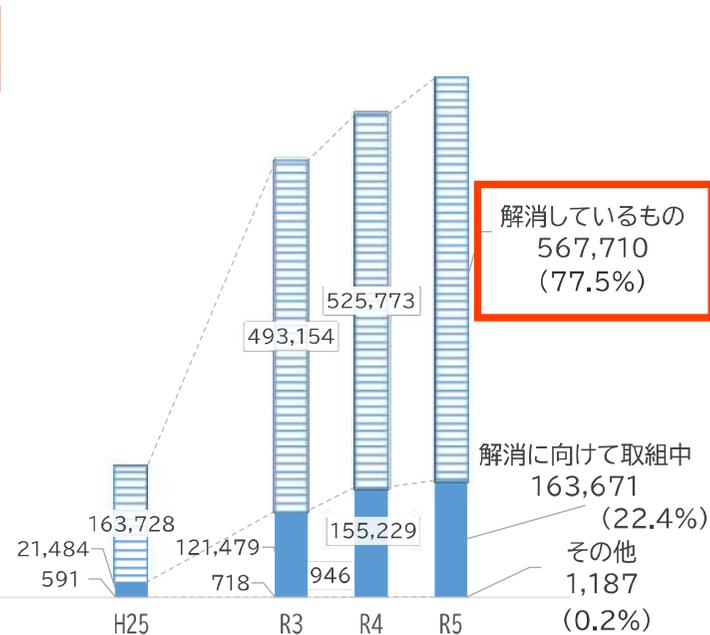
- いじめの重大事態の発生件数は1,306件(前年度919件)であり、前年度から387件(42.1%)増加し、過去最多となった。増加の背景として、いじめ防止対策推進法の理解が進んだことによる重大事態の積極的な認定や保護者の意向を尊重した対応がなされるようになった一方、学校としていじめの兆候を見逃してしまうなどの早期発見・早期対応への課題や個々の教員が一人で抱え込んでしまうなどの組織的な対応への課題があったことなどが考えられる。なお、重大事態のうち、490件(37.5%)(前年度356件(38.7%))は、重大事態として把握する以前にはいじめとして認知されていなかった。

# いじめの状況について

## いじめの認知件数の推移



## いじめの解消状況の推移(各年度末時点)



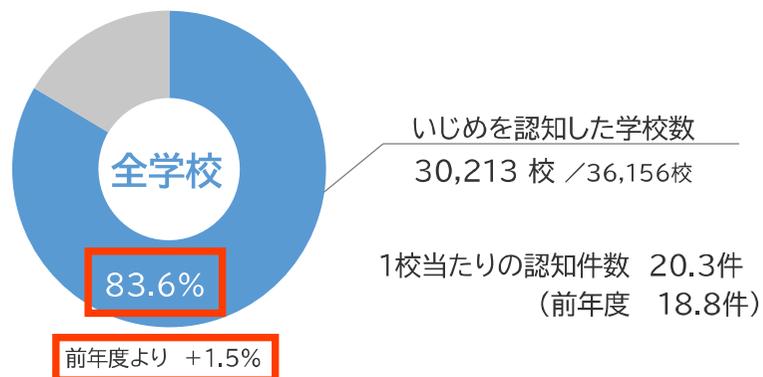
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	118,748 17.8	122,734 18.6	151,692 23.2	237,256 36.5	317,121 49.1	425,844 66.0	484,545 75.8	420,897 66.5	500,562 79.9	551,944 89.1	588,930 96.5
中学校	55,248 15.6	52,971 15.0	59,502 17.1	71,309 20.8	80,424 24.0	97,704 29.8	106,524 32.8	80,877 24.9	97,937 30.0	111,404 34.3	122,703 38.1
高等学校	11,039 3.1	11,404 3.2	12,664 3.6	12,874 3.7	14,789 4.3	17,709 5.2	18,352 5.4	13,126 4.0	14,157 4.4	15,568 4.9	17,611 5.5
特別支援学校	768 5.9	963 7.3	1,274 9.4	1,704 12.4	2,044 14.5	2,676 19.0	3,075 21.7	2,263 15.9	2,695 18.4	3,032 20.7	3,324 22.3
計	185,803 13.4	188,072 13.7	225,132 16.5	323,143 23.8	414,378 30.9	543,933 40.9	612,496 46.5	517,163 39.7	615,351 47.7	681,948 53.3	732,568 57.9

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は732,568件(前年度681,948件)であり、前年度に比べ50,620件(7.4%)増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの認知件数は57.9件(前年度53.3件)である。
- 年度末時点でのいじめの状況について、解消しているものは567,710件(77.5%)であった。

※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数

# いじめの状況について

## いじめを認知した学校数の割合

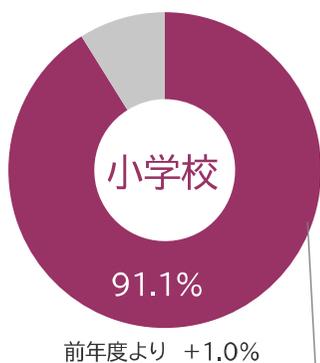


「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」(平成27年12月22日付け児童生徒課長通知)にて、下記のとおり通知しており、各学校においていじめの認知への取組が行われた。

### 【通知より抜粋】

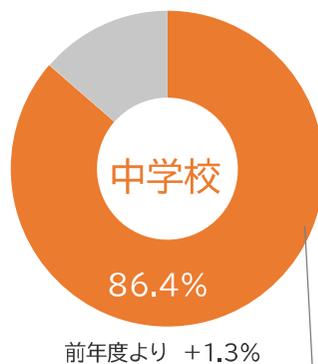
いじめを認知していない学校…(略)…にあつては真にいじめを根絶できている場合も存在するであろうが、解消に向けた対策が何らとられないことなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。特に、…いじめの認知件数が零であった学校においては、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないかを確認すること。

## 学校種別の状況



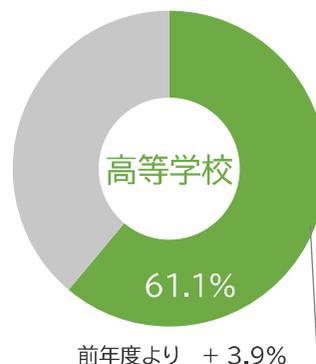
いじめを認知した学校数  
17,476校 / 19,187校

1校当たりの認知件数 30.7件  
(前年度 28.5件)



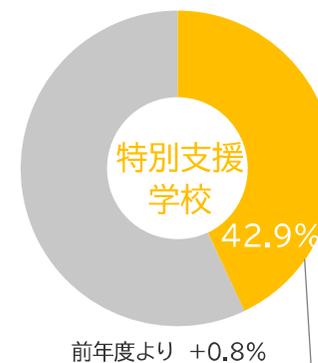
いじめを認知した学校数  
8,821校 / 10,208校

1校当たりの認知件数 12.0件  
(前年度 10.9件)



いじめを認知した学校数  
3,411校 / 5,585校

1校当たりの認知件数 3.2件  
(前年度 2.8件)



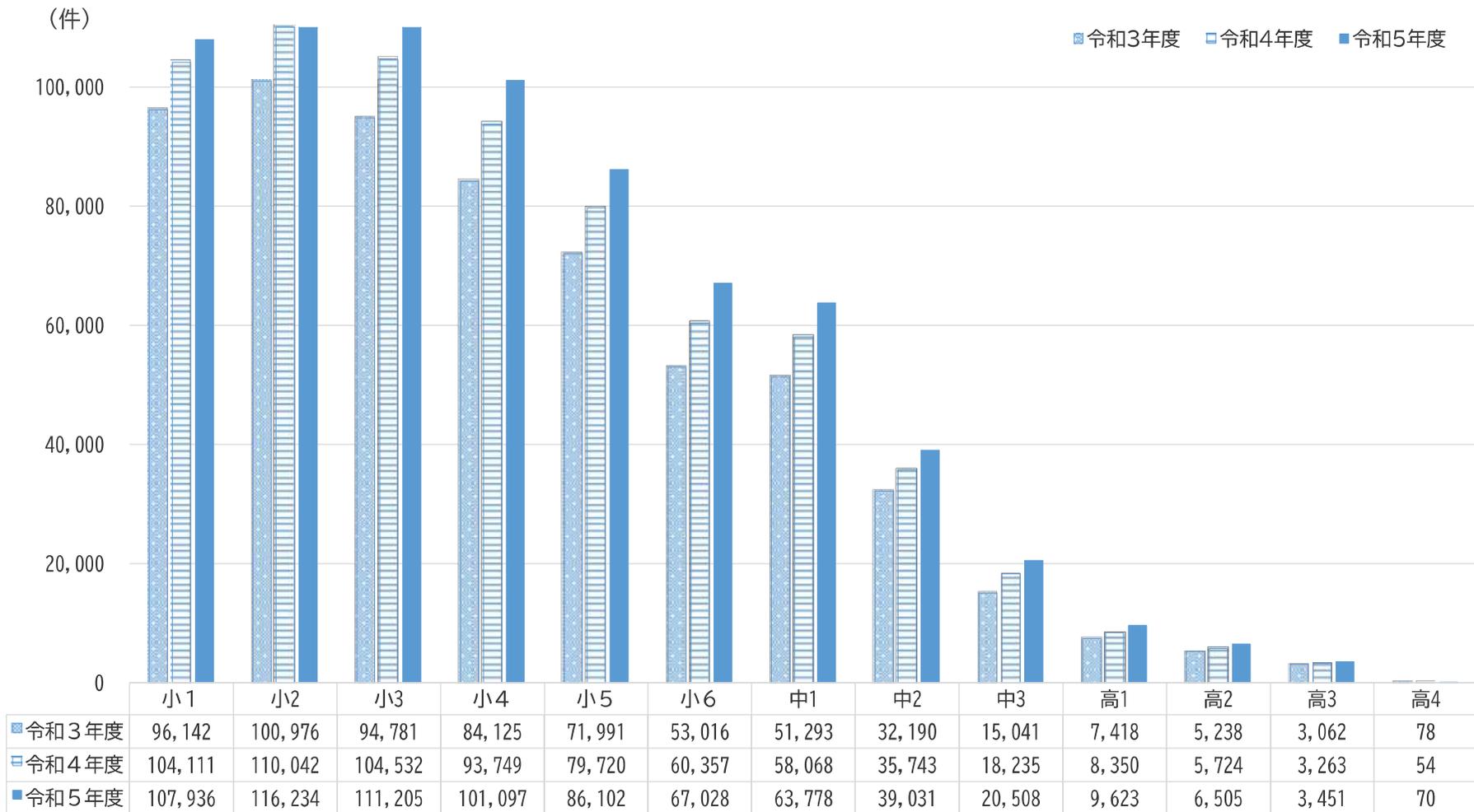
いじめを認知した学校数  
505校 / 1,176校

1校当たりの認知件数 2.8件  
(前年度 2.6件)

# いじめの状況について

● 学年別いじめの認知件数は、全学年で前年度と比較して増加している。

## 学年別 いじめの認知件数

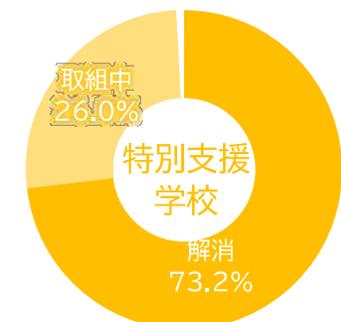
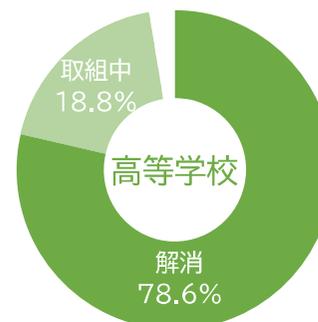
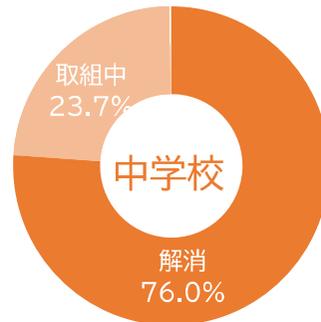
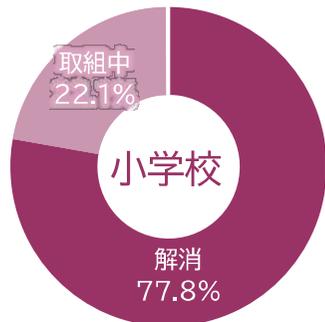
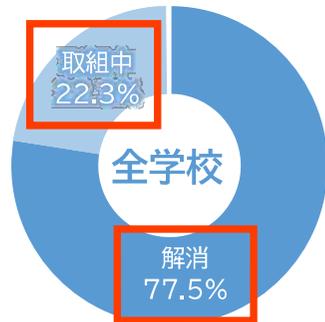


※ 各学年の認知件数には、特別支援学校小学部・中学部・高等部の認知件数を含む。

# いじめの解消状況について

## いじめの解消状況

※ 年度末現在の状況



### いじめの防止等のための基本的な方針

「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

#### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

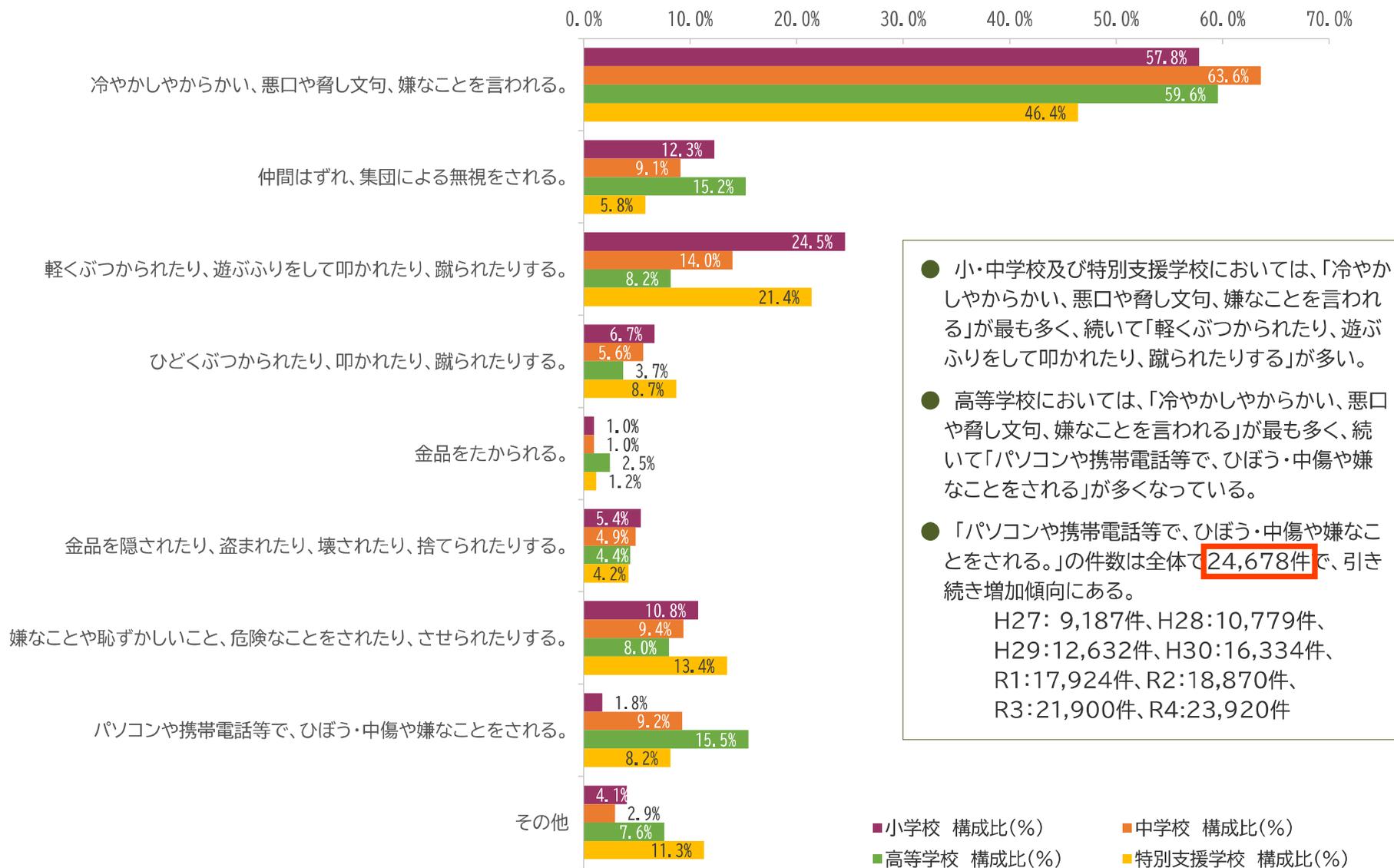
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

	全校		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
解消しているもの (日常的に観察継続中)	567,710件	77.5%	458,128件	77.8%	93,314件	76.0%	13,836件	78.6%	2,432件	73.2%
解消に向けて取組中	163,671件	22.3%	130,365件	22.1%	29,129件	23.7%	3,312件	18.8%	865件	26.0%
認知から3か月以上経過	54,851件	7.5%	40,584件	6.9%	11,864件	9.7%	1,892件	10.7%	511件	15.4%
認知から3か月経過していない	108,820件	14.9%	89,781件	15.2%	17,265件	14.1%	1,420件	8.1%	354件	10.6%
その他	1,187件	0.2%	437件	0.1%	260件	0.2%	463件	2.6%	27件	0.8%
計	732,568件		588,930件		122,703件		17,611件		3,324件	

# いじめの態様別状況について

## いじめの態様別状況

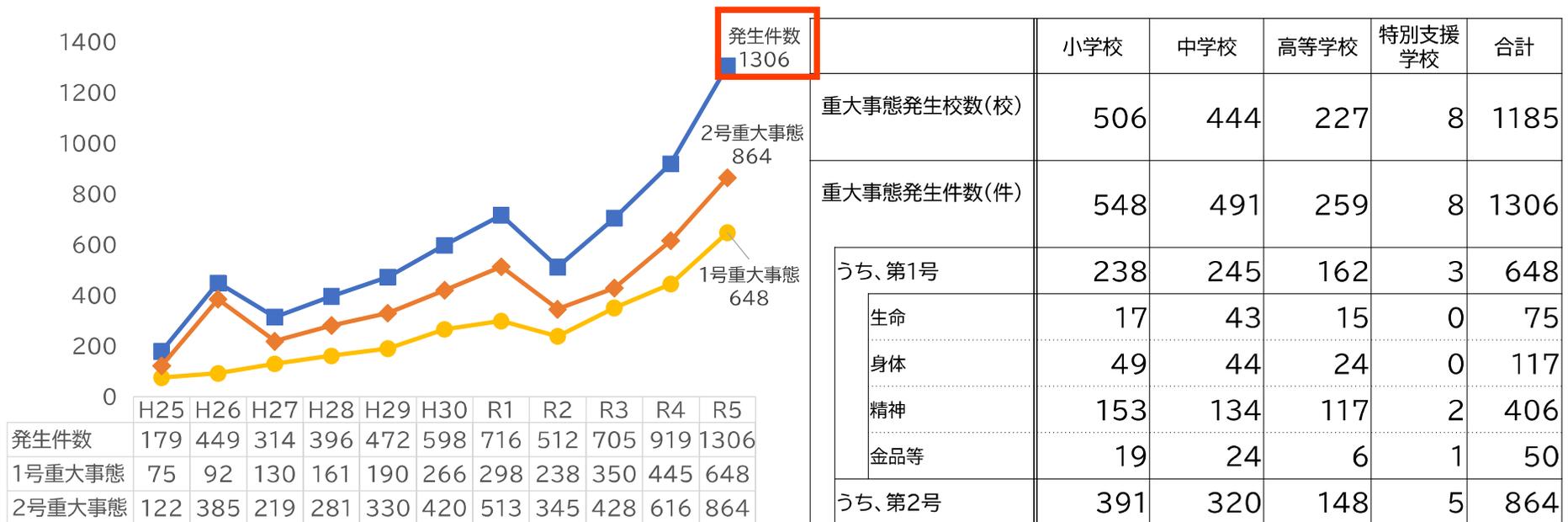
(複数回答可)



# いじめの重大事態について

- 重大事態の発生件数は、**1,306件(前年度919件)**。  
うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定するものは648件(前年度445件)、同項第2号に規定するものは864件(前年度616件)である。
- 文部科学省では、いじめ防止対策推進法第28条第1項のいじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を平成29年3月に策定し、令和6年8月に改訂を行った。

## いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数

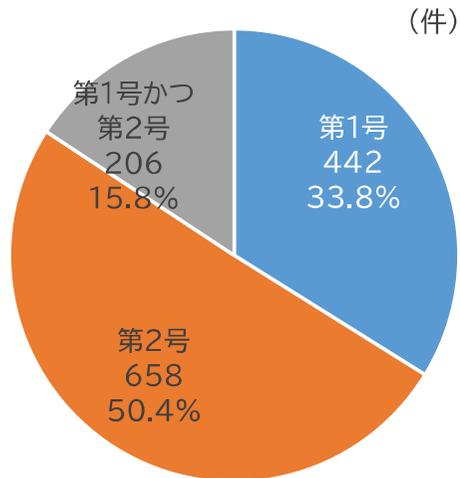


- ※ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとする規定されており、当該調査を行った件数を把握したもの。
- ※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

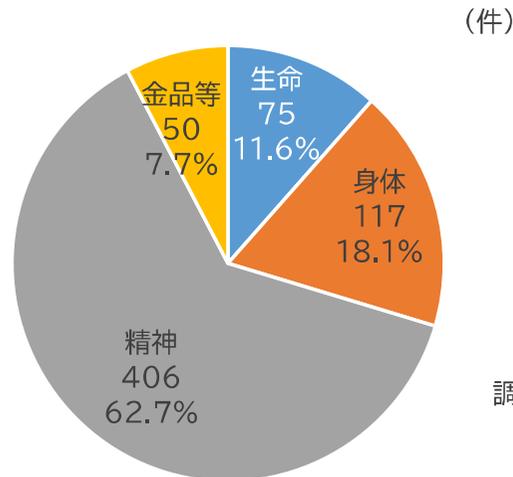
- ※ 同法第28条第1項に規定する「重大事態」とは、  
第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」  
第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」  
である。

# いじめの重大事態について

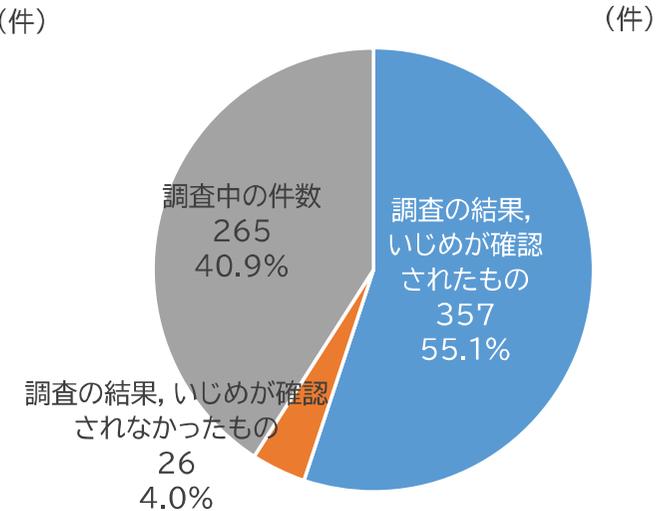
## 「重大事態」の発生件数



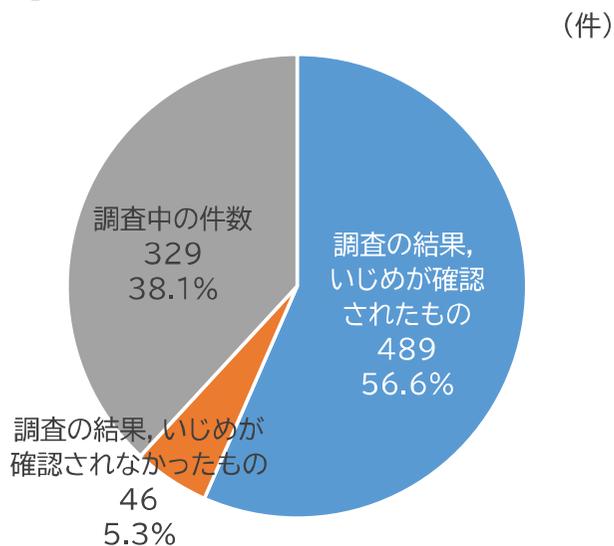
## 第1号事案における重大な被害の態様



## 第1号事案における調査状況



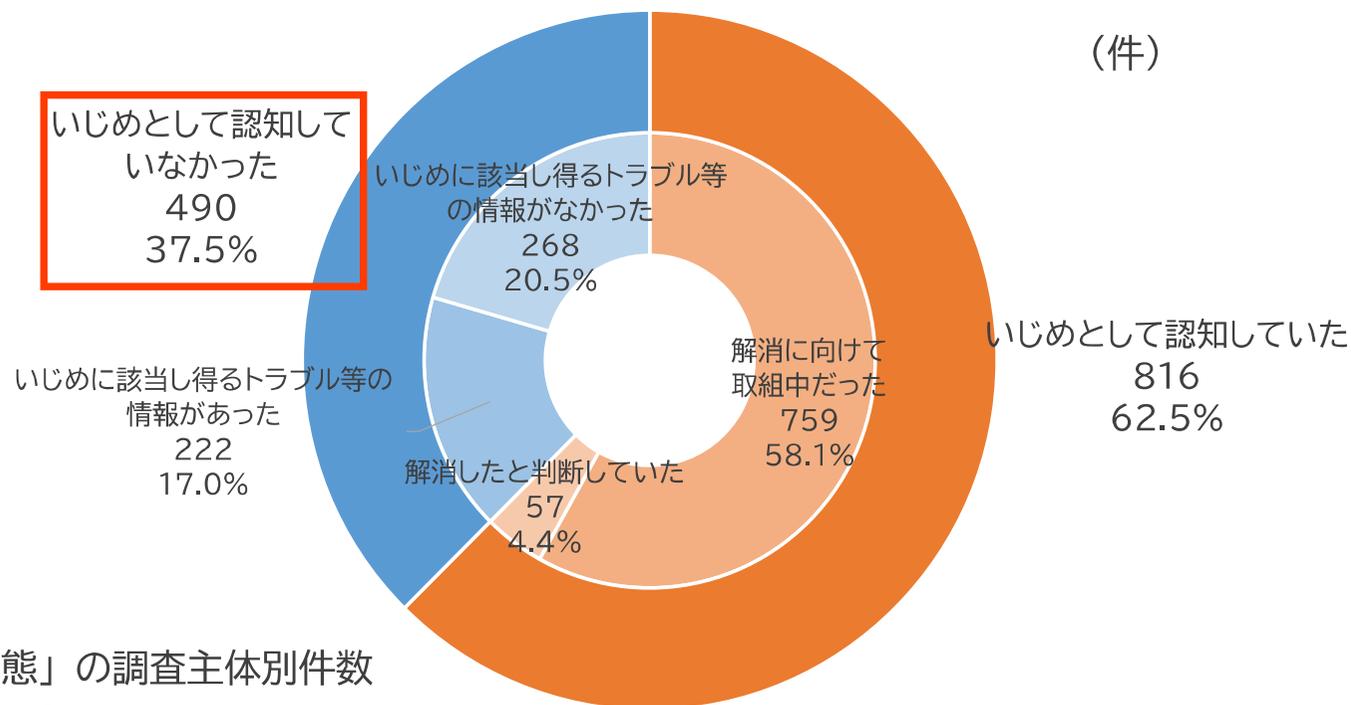
## 第2号事案における調査状況



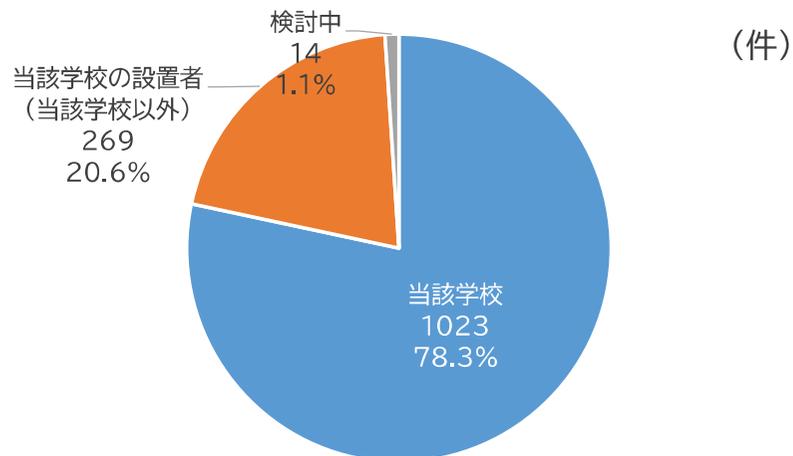
- ①重大事態における第1号事案の割合は49.6%。  
(1件の重大事態が第1号・第2号の両方に該当する場合には、それぞれの項目に計上。)
- ②重大事態における被害の態様としては、精神的苦痛によるものが最も多く、全体の62.7%を占めており、次いで身体、生命、金品等の順となっている。
- ③第1号事案の重大事態調査により、「いじめが確認されたもの」の割合は、55.1%、第2号事案においては、56.6%であった。「いじめが確認されなかったもの」の割合は第1号事案においては4.0%、第2号事案においては5.3%であった。  
調査中の割合は、それぞれ、40.9%、38.1%であった。

# いじめの重大事態について

## 「重大事態」について、重大な被害を把握する以前のいじめの対応状況



## 「重大事態」の調査主体別件数



- ①「重大事態」のうち、62.5%は既にいじめとして認知をしていた。
- ②重大事態調査の調査主体のうち、78.3%は当該学校が占めている。

# 学校において認知したいじめの件数

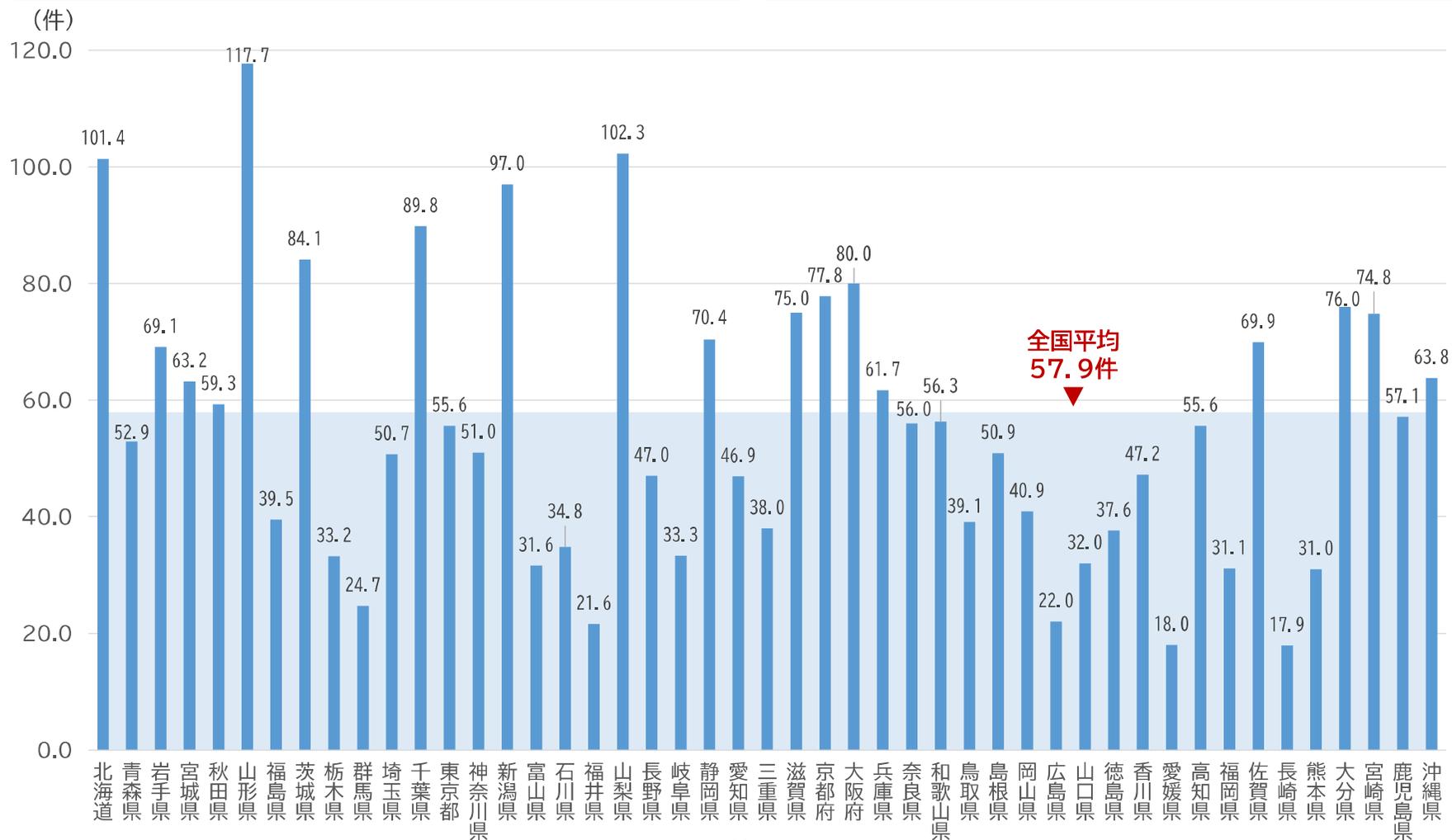
## いじめの1,000人当たり認知件数

文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。

【児童生徒課長通知】

いじめを認知していない学校にあつては、…解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合があると懸念している。

【児童生徒課長通知】



# いじめの重大事態について

## いじめ重大事態の1,000人当たり発生件数

